

四万十町教育委員会会議録（平成28年3月臨時会）

1. 日 時 平成28年3月22日（火） 11:00～12:50

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

| | | | | | | | |
|-------|-------|------|------|-----|------|--|--|
| 教育委員長 | 谷脇健司 | | | | | | |
| 教育委員 | 大村和志 | 中屋建八 | 岡林雅子 | | | | |
| 教育長 | 川上哲男 | | | | | | |
| 事務局 | 教育次長 | 岡 澄子 | | | | | |
| | 生涯学習課 | 課長 | 辻本明文 | | | | |
| | 学校教育課 | 課長 | 杉野雅彦 | 副課長 | 西谷典生 | | |

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（中屋建八委員）

(4) 議題

- ①承認第 1号 専決承認の承認について（校区外就学）
- ②議案第 1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ③議案第 2号 四万十町公民館管理規則を廃止する規則について
- ④議案第 3号 四万十町多子世帯保育料等軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- ⑤議案第 4号 四万十町学校支援地域本部事業実施要領の制定について
- ⑥議案第 5号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について
- ⑦議案第 6号 平成28年度教育行政方針の策定について
- ⑧議案第 7号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について
- ⑨議案第 8号 学校運営協議会委員等の委嘱について
- ⑩議案第 9号 平成28年度四万十町立保育所等嘱託医の委嘱について
- ⑪議案第10号 四万十町教育研究所所長・教育相談員選任について
- ⑫議案第11号 平成28年4月1日付け嘱託職員の発令について
- ⑬議案第12号 平成28年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

- ①四万十町子ども・子育て会議委員の委嘱等について
- ②四万十町議会議員の対応について

(7) その他

- ①校長・教頭合同会について

②平成28年度高岡地区市町村教育委員会連合会定例総会・部会総会について

③平成28年度四万十町教育関係職員研修会について

6. 議 事

委員長 : 議題等の審議に入る前に人事案件等ございますので公開、非公開の部分について、お諮りをします。

承認第1号、議案第1号、議案第5号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号が非公開。報告事項は2件とも非公開ということですが、ご意見を伺いたいと思います。

よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : それでは、公開、非公開を先程の提案のとおり決定いたします。
まず、承認第1号 専決承認の承認について（校区外就学）の説明をお願いします。（事務局より、校区外就学に伴う専決処分の承認について説明する。）

委員長 : 学期途中での転居ということです。

それでは、お諮りをします。承認第1号 専決承認の承認について（校区外就学）は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 承認第1号 専決承認の承認について（校区外就学）は、承認をされました。

続きまして、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●）の説明をお願いします。

（事務局より事務局より、申請理由並びに該当する校区外就基準について説明する。）

委員長 : その他の事情（クラブ活動）です。

質問はどうでしょうか。ご意見を伺いたいと思います。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●）は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●）は、承認をされました。

続きまして、議案第2号 四万十町公民館管理規則を廃止する規則についての説明をお願いします。

（事務局より、四万十町公民館管理規則を廃止する規則について説明する。）

委員長 : この件につきましてご質問、ご意見を伺いたいと思います。何かありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それではお諮りをします。議案第2号 四万十町公民館管理規則を廃止する規則については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第2号 四万十町公民館管理規則を廃止する規則については、承認をされました。

続きまして、議案第3号 四万十町多子世帯保育料等軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱についての説明をお願いします。

(事務局より、四万十町多子世帯保育料等軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱について説明する。)

委員長 : この件につきましてご質問、ご意見伺いたいと思います。

委員 : これに伴う経費は、町が負担する訳ですか。

事務局 : 同時入所の場合は、国とか県の制度があり補助金が入ってきますが、今回18歳未満の子どもを2人養育しており、2人目が入ってきた場合は、補助金なしの町負担でということになります。半額支援が町負担です。

委員長 : その他にはどうでしょうか。

委員 : 保育料という言い方からあえて特定教育・保育施設利用料等に変えていくということに理由が恐らくあって、今の社会の流れとか、実際にリリースされている情報とか、そういうところを見ていると、保育という機関というのがこれまでの子守りというジャンルから幼児教育という考え方にシフトしていこうというふうな流れがある一連の中での、名称変更ではないかと思われるのですが、そのあたりを四万十町の保育の質の充実、レベルアップを考えていく時に、自分も事務局も含めて少し研究をしていくことが重要ではないかと思います。

委員長 : その他には、ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第3号 四万十町多子世帯保育料等軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱については、承認よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第3号 四万十町多子世帯保育料等軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱については、承認をされました。

続きまして、議案第4号 四万十町学校支援地域本部事業実施要領の制定についての説明をお願いします。

(事務局より、四万十町学校支援地域本部事業実施要領の制定について説明する。)

委員長 : この件についてのご質問、ご意見をいただきたいと思います。

委員 : 事業内容からすると、非常に幅広い活動がありますね。仁井田、窪川、東又には地域本部事業の取組について、説明をして了解を受けている訳ですね。

事務局 : そうです。3校で28年度は引き受けていただき、要望があれば全小中17校に広めていくような形を取りたいと思います。3年間継続後は、地域の純然たるボランティアでその学校を支援してもらうという組織づくりの方向で進んでいくということです。

委員 : 3年間大変でしょうね。事業を大きくするのは委員会が行うのですか。

事務局 : 事業本部の運営委員会、これは教育委員会の職員と実際事業をやっていく校長、それと外部の方で組織されますが、ここで方向性等を協議してもらうようなことを考えています。

委員 : 事業の内容3番(2)コーディネーター教育活動推進員等研修の実施の①②のところですが、「研修を行うよう努めることとする。」となっていますね。願わくばですけれども、「研修を行わねばならない。」とかというふうなところにまで踏み込めたらいいかなと思います。

事務局 : 県とかが実施する研修があれば、研修へ行ってもらいたいことを進めていきたいと思っています。

委員長 : その他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。

全委員 : ありません。

委員長 : それではお諮りをします。議案第4号 四万十町学校地域支援本部事業実施要綱の制定については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第4号 四万十町学校地域支援本部事業実施要綱の制定については、承認をされました。

続きまして、議案第5号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱についての説明をお願いします。

(事務局より、四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について説明する。)

委員長 : 私事で申し訳ございませんけれども、委員の中に身内の者がおりますので、この席を退席させていただきたいと思えます。

急でございますが、委員長職務代理に議案の進行をお願いしたいと思えます。

(委員長退席)

委員長職務代理 : それでは、社会教育関係委員の委嘱について、何かご意見はありませんか。

委員 : ありません。

委員長職務代理 : 社会教育委員の活動・実績等をもう少し説明してください。

事務局 : 年度当初に社会教育の振興計画案を審議いただき、承認を得て、社会教育の進行を行うということになります。

社会教育法では、「社会教育委員は社会教育に関し、教育委員会に助言するため次の職務を行う」ということになっていまして、「社会教育に関する諸計画を立案すること」、年度の計画案を教育委員会が提案し、それについて協議し、意見をもらっています。社会教育の事業計画について立案をしていただいています。それと、「定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること」、意見をいただくということになります。それと、「前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと」となっております。

社会教育委員について社会教育法第15条では「社会教育委員を置くことができる」というような、できる規定ですが、本町の条例で四万十町社会教育委員条例第1条というのがございまして、「第15条第1項の規定に基づき、四万十町社会教育委員を置く」となっていますので、社会教育委員を置いています。

委員長職務代理 : 他にございませんでしょうか。

全委員 : ありません。

委員長職務代理 : それでは、お諮りをします。議案第5号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱については、承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長職務代理 : 議案第5号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱については、承認されました。ここで、議事の進行を委員長と交替します。

(委員長着席)

委員長 : それでは、続きまして議案第6号 平成28年度教育行政方針の策定について、説明をお願いします。

(教育長より、平成28年度教育行政方針の策定について説明する。)

委員長 : この件についてのご質問とご意見をいただきたいと思います。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。

議案第6号 平成28年度教育行政方針の策定については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第6号 平成28年度教育行政方針の策定については、承認をされました。

続きまして、議案第7号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、説明をお願いします。

(事務局より、四万十町立学校における学校運営協議会の指定について説明する。)

委員長 : この件についてのご質問、ご意見をお伺いします。何かありますか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第7号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第7号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定については、承認をされました。

続きまして、議案第8号 学校運営協議会委員等の委嘱について、説明をお願いします。

(事務局より、学校運営協議会委員等の委嘱について説明する。)

委員長 : 米奥小学校と影野小学校の運営協議会委員の委嘱についてです。この件についてのご質問とご意見を伺います。何かありますか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第8号 学校運営協議会委員等の委嘱については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第8号 学校運営協議会委員等の委嘱については、承認をされました。

続きまして、議案第9号 平成28年度四万十町立保育所等嘱託医の委嘱について、説明をお願いします。

(事務局より、平成28年度四万十町立保育所等嘱託医の委嘱について説明する。)

委員長 : この件につきましてのご質問、ご意見はございませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第9号 平成28年度四万十町立保育所等嘱託医の委嘱については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第9号 平成28年度四万十町立保育所等嘱託医の委嘱については、承認をされました。

続きまして、議案第10号 四万十町教育研究所所長・教育相談員選任について、説明をお願いします。

(事務局退席)

(教育長より、四万十町教育研究所所長・教育相談員選任について説明する。)

委員長 : 教育研究所所長と教育相談員の選任ということになります。この件につきましてのご質問、ご意見を伺いたと思います。

全委員 : ありません。

委員長 : それではお諮りします。議案第10号 四万十町教育研究所所長、教育相談員の選任については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第10号 四万十町教育研究所所長、教育相談員の選任については、承認をされました。

続きまして、議案第11号 平成28年4月1日付け嘱託職員の発令について、説明をお願いします。

(教育長より、平成28年4月1日付け嘱託職員の発令について説明する。)

委員長 : この件につきましてご質問、ご意見を伺いたと思います。なお、ICT支援員の未定の部分の事後報告、一任の分も併せまして協議していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

委員 : 全く問題ないのですが、来年度からというか今後を考えていただきたいというのは、図書館、美術館の職員に正職員がいません。実際この方たちがやられていることというのは、正職員に匹敵するというか、見ようによってはそれ以上のことをずっと長くされていて、図書館協議会の中でも図書館、美術館の人は常に嘱託、臨時というか、そういう四万十町役場の文化レベルが問われるのではないかというのをよく図書館協議会の中で言われていました。そのあたりも今後、常に嘱託職員で良いのかという、正採用を考えていくべきでないかというの、今後の考える一つの方針として、考えていきつつ、今回については承認ということで、私の意見とさせていただきます。

教育長 : 私から見ても非常に優秀といますか、対応も的確にできておるようなところも見受けられるところです。長くこういった職で活躍していただきたいと思いますので、近隣の状況とかも含めて、また研究していきたいと思います。

委員長 : その他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第11号 平成28年4月1日付け嘱託職員の発令については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第11号 平成28年4月1日付け嘱託職員の発令については、承認をされました。

続きまして、議案第12号 平成28年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動についての説明をお願いします。

(教育長より、平成28年4月1日付け嘱託職員の発令について説明する。)

委員長 : この件についてのご質問、ご意見をお聞きしたいと思います。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第12号 平成28年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動については、承認よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第12号 平成28年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動については、承認をされました。

(事務局着席)

- 委員長 : それでは、報告事項①四万十町子ども・子育て会議委員の委嘱等についての説明をお願いします。
(事務局より、四万十町子ども・子育て会議委員の委嘱等について説明する。)
- 委員長 : 続きまして、②四万十町議会議員への対応についての説明をお願いします。
(教育長より、四万十町議会議員への対応について説明する。)
- 委員長 : その他①校長・教頭合同会についての説明をお願いします。
(事務局より、校長・教頭合同会について説明する。)
- 委員長 : 続きまして、②平成28年度高岡地区市町村教育委員会連合会定例総会、部会総会について、説明をお願いします。
(事務局より、平成28年度高岡地区市町村教育委員会連合会定例総会、部会総会について説明する。)
- 委員長 : 続きまして、③平成28年度四万十町教育関係職員研修会について、説明をお願いします。
(事務局より、平成28年度四万十町教育関係職員研修会について説明する。)
- 委員長 : 他にはありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : これで、平成28年3月臨時教育委員会を閉じます。

(閉会)

4月の定例委員会予定 平成27年4月12日(火)

委員長 : _____

署名人 : _____